

指定統計第6号

(6)

調査期日 毎月末

運送業者

この調査は、指定統計として、統計法（昭和22年法律第18号）及び港湾調査規則（昭和26年運輸省令第13号改正）に基づいて行なう港湾調査の一環で、港湾の実態を明らかにし、港湾の開発、利用及び管理の上にきわめて重要な資料となるものであります。

この調査の結果、知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、絶対に他に漏れることはなく、また、この調査票は、他の目的には絶対に使用されないよう規定されていますから、申告者は、事実ありのままを毎日までに申告して下さい。

提出期日 毎月分を翌月10日まで。

添印の欄は、申告者は記入しないで下さい。

港湾用泊地荷物調査票

年 月分

港湾名	港 名	事業所名
港湾調査票番号	告 告 者	所在地
港湾調査員の横印	者	氏名

航路別	航路線名	登録登入人員(人)	上陸人員(人)	計(人)
外 国 航 路				
	計			
内 国 航 路				
	計			
合 计				